

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（住居手当） 第十一条の十 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法第十三条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円</p>	<p>（住居手当） 第十一条の十 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法第十三条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。）</p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（人事院規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他人事院規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>三 （略）</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円</p> <p>三 前項第三号に掲げる職員 第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円</p>

未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 (略)

2 第十九条の四 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一(四) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の四十五」とする。

円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 (略)

2 第十九条の四 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一(四) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」とする。

4
5
6 (略)

(勤勉手当)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十(特定管理職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

ロ (略)

二 (略)

3
4
5 (略)

(非常勤職員の給与)

第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万

4
5
6 (略)

(勤勉手当)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定管理職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

ロ (略)

二 (略)

3
4
5 (略)

(非常勤職員の給与)

第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万

五千二百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

五千三百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>（超過勤務手当） 第十六条（略）</p> <p>3 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、そ</p>	<p>第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>（超過勤務手当） 第十六条（略）</p> <p>2 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、そ</p>

の六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

2 第十九条の四（略）
（期末手当）
期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（行政職

2 第十九条の四（略）
（期末手当）
期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（行政職俸

俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一(四) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十五」とする。

4(6) (略)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉

給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一(四) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の四十五」とする。

4(6) (略)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉

手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員
の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を
超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲
げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（
退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあ
つては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した
日現在。次項において同じ。）において受けるべ
き扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、
広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額
を加算した額に百分の七十（特定管理職員にあつ
ては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の
勤勉手当基礎額に百分の八十を乗じて得た額の総
額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の
区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に百分の三十五（特定管理職員にあつて
は、百分の四十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の
勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合において
は百分の四十、十二月に支給する場合においては
百分の四十五を乗じて得た額の総額

3
5
(略)

手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員
の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を
超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲
げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（
退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあ
つては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した
日現在。次項において同じ。）において受けるべ
き扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、
広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額
を加算した額に百分の七十（特定管理職員にあつ
ては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の
勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の
総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の
区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に、六月に支給する場合においては百分
の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十
五）、十二月に支給する場合においては百分の四
十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗
じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の
勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の
総額

3
5
(略)

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第三条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）</p> <p>第十条 第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。</p> <p>（超勤代休時間）</p> <p>第十三条の二 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に關する法律第十六条第三項の規定により超勤勤務手当を支給すべき職員に対して、人事院規則の定めるところにより、当該超勤勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（第十五条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>（休日の代休日）</p>	<p>（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）</p> <p>第十条 第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた日（第十五条第一項において「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。</p> <p>（休日の代休日）</p>

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事院規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2
(略)

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事院規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2
(略)

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第四条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（給与に関する特例）
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

2
 6
 （略）

（給与法の適用除外等）
 第七条 （略）

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期を定めて採用された職員」と、

現 行

（給与に関する特例）
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

2
 6
 （略）

（給与法の適用除外等）
 第七条 （略）

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期を定めて採用された職員」と、

給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十條中「第六條」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第六條」と、給与法第二十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條」とする。

給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十條中「第六條」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第六條」と、給与法第二十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條」とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第五条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第七条（略） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第七条（略） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。</p>

(職員の裁量による勤務)
第八条 (略)

3 2 勤務時間法第六条第二項及び第三項、第七条から第十二条まで、第十三条の二並びに第十五条の規定は、前項の第一号任期付研究員には、適用しない。

(職員の裁量による勤務)
第八条 (略)

3 2 勤務時間法第六条第二項及び第三項、第七条から第十二条まで並びに第十五条の規定は、前項の第一号任期付研究員には、適用しない。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第六条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案

（給与に関する特例）
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

2
 5
 （略）

2 第八条（給与法の適用除外等）

特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）」とあり、第七条の規定と、給与法第七条中「この法律」とあるのは、「この法律及び任期付職員法第七条の規定」とあり、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは、「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一

現行

（給与に関する特例）
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

2
 5
 （略）

2 第八条（給与法の適用除外等）

特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）」とあり、第七条の規定と、給与法第七条中「この法律」とあるのは、「この法律及び任期付職員法第七条の規定」とあり、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは、「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一

条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第七条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与法の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七 条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の 三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十 一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第 一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以 下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給 与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び 任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五 中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任 期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一 条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職 俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、 給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」と とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適 用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給 与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とある のは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とある のは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六 条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第 二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律 及び任期付職員法第七条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七 条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の 三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十 一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第 一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以 下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給 与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び 任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五 中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任 期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一 条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職 俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、 給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」と とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適 用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給 与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とある のは「百分の百六十」と、「百分の百五十」とある のは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六 条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第 二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律 及び任期付職員法第七条」とする。</p>

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（第八条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （俸給の切替えに伴う経過措置） 第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・七六</p> <p>二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十九・六八</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附則 （俸給の切替えに伴う経過措置） 第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第六項、第七十五条から第九十三条まで並びに第一百零二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第一百零二条及び第一百零八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に適用しない。ただし、労働基準法第百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第一百零八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に適用</p>	<p>第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十七条第三項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第六項、第七十五条から第九十三条まで並びに第一百零二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第一百零二条及び第一百零八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に適用しない。ただし、労働基準法第百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第一百零八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者以外の</p>

する。

4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合において労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、」と、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合において労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは「第一条例に特別の定めがある場合は」と、同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法第三十九条第四項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働者の過半数を組織する労働組合があるときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより」とあるのは「前三項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、」とする。

5
(略)

職員に関しては適用する。

4 職員に関しては適用する。
中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合において労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、」と、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合において労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは「第一条例に特別の定めがある場合は」と、同法第三十九条第四項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働者の過半数を組織する労働組合があるときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより」とあるのは「前三項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、」とする。

5
(略)

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならぬ」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、「と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。</p>	<p>第五条 教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならぬ」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、「と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）は」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。</p>

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案		現行	
<p>第十六条第三項</p>	<p>前項</p>	<p>育児休業法第十六条</p>	<p>（略）</p>
<p>第十六条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）
 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）
 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たり給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする

支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たり給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする

<p>第十六 条第一 項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第十六 条第四 項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が育児休業法第十六条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
<p>（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例） 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					

<p>第十六 条第一 項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例） 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					

(略)	第十六 条第四 項	第十六 条第三 項	
(略)	要しない	前項	
(略)	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする	育児休業法第二十四条	時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする

(略)			
(略)			
(略)			時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする